

宇治市監査委員公表第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成 29 年 1 月 27 日

宇治市監査委員
小 山 茂 樹
森 真 二
堀 明 人

- 1 監査の結果を公表した日
平成 28 年 12 月 27 日（宇治市監査委員公表第 11 号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 総務部納税課
監査期間 平成28年10月4日～11月21日

	監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1	市税過年度還付金は、資金前渡を受けた職員から納税者に支払われているところ、当該資金の精算に遅れが見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。	資金前渡を受けた職員に対して、納税者への支払が完了した後、当該資金の精算が遅れないよう適切に事務を行うよう指導を行い、前渡資金の精算に係る事務を改善しました。